

内閣総理大臣認定

現在の適格消費者団体 現在の特定適格消費者団体

(平成28年12月現在)

*地図上の所在地は、変わる場合がございます。

特定非営利活動法人
ひょうご消費者ネット
電話番号078-361-7201

特定非営利活動法人
消費者ネットおかやま
電話番号086-230-1316

特定非営利活動法人
消費者ネット広島
電話番号082-962-6181

特定非営利活動法人
消費者支援機構福岡
電話番号092-432-2330

特定非営利活動法人
佐賀消費者フォーラム
電話番号0952-37-9839

NPO法人
消費者支援ネットくまもと
電話番号096-356-3110

特定非営利活動法人
大分県消費者問題ネットワーク
電話番号097-521-2206

特定非営利活動法人
消費者支援ネット北海道
電話番号011-221-5884

特定非営利活動法人
埼玉消費者被害をなくす会
電話番号048-844-8972

特定非営利活動法人
消費者機構日本
電話番号03-5212-3066

公益社団法人
全国消費生活相談員協会
電話番号03-5614-0543

特定非営利活動法人
消費者被害防止ネットワーク東海
電話番号052-734-8107

特定非営利活動法人
京都消費者契約ネットワーク
電話番号075-211-5920

特定非営利活動法人
消費者支援機構関西
電話番号06-6945-0729

* 青いボックスは適格消費者団体、赤いボックスは特定適格消費者団体を表します。

このパンフレットに関するお問合せは

消費者制度課 TEL:03-3507-8800(代表) FAX:03-3507-9283

消費者団体訴訟制度に関する情報は、消費者庁のホームページからご覧いただけます。

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/
consumer_system/collective_litigation_system/](http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/)

被害回復

被害回復は
特定適格
消費者団体が行う

差止請求

差止請求は
適格
消費者団体が行う

守ります。あなたの財産
事業者の不当な行為は消費者団体訴訟制度が
シャットアウト!

事業者の不当な行為の差止請求ができる消費者団体訴訟制度(差止請求)は、あなたの代わりに 適格消費者団体 が行います。

事業者に受けた被害を回復できる消費者団体訴訟制度(被害回復)は、あなたの代わりに 特定適格消費者団体 が行います。

消費者団体訴訟制度



差止請求

事業者の不当な行為に対して差止請求ができる
(平成19年6月から実施)

適格消費者団体が行う

消費者団体 訴訟制度とは



被害回復

不当な事業者に対して被害回復を請求できる
(平成28年10月から実施)

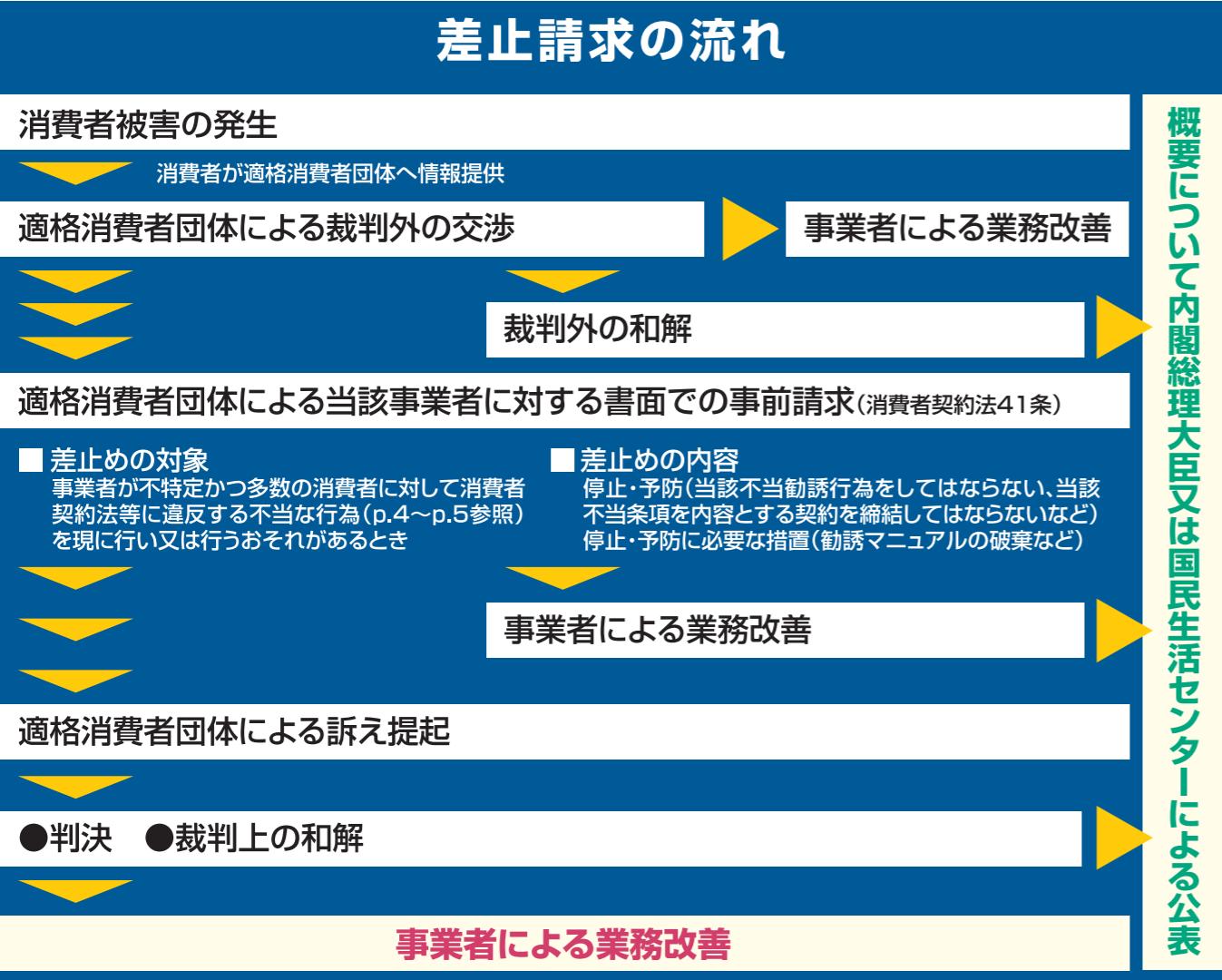
特定適格消費者団体が行う

「適格消費者団体」とは…以下の要件を満たしたうえで、内閣総理大臣によって認定された消費者団体

■適格消費者団体に認定されるための主な要件

- 特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること
- 不特定多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を主たる目的として、相当期間にわたり継続して適正に行っていること
- 組織体制や業務規程を適切に整備していること
- 消費生活及び法律の専門家を確保していること
- 経理的基礎を有することなど

※現在の適格消費者団体の情報は最後のページをご覧ください。



※御自身の被害回復(救済)は各地の消費生活センターへ相談してください。
(連絡先はこちら—消費者ホットライン—188(いやや!))

不当な事業者に対して被害回復を請求できる
(平成28年10月から実施)

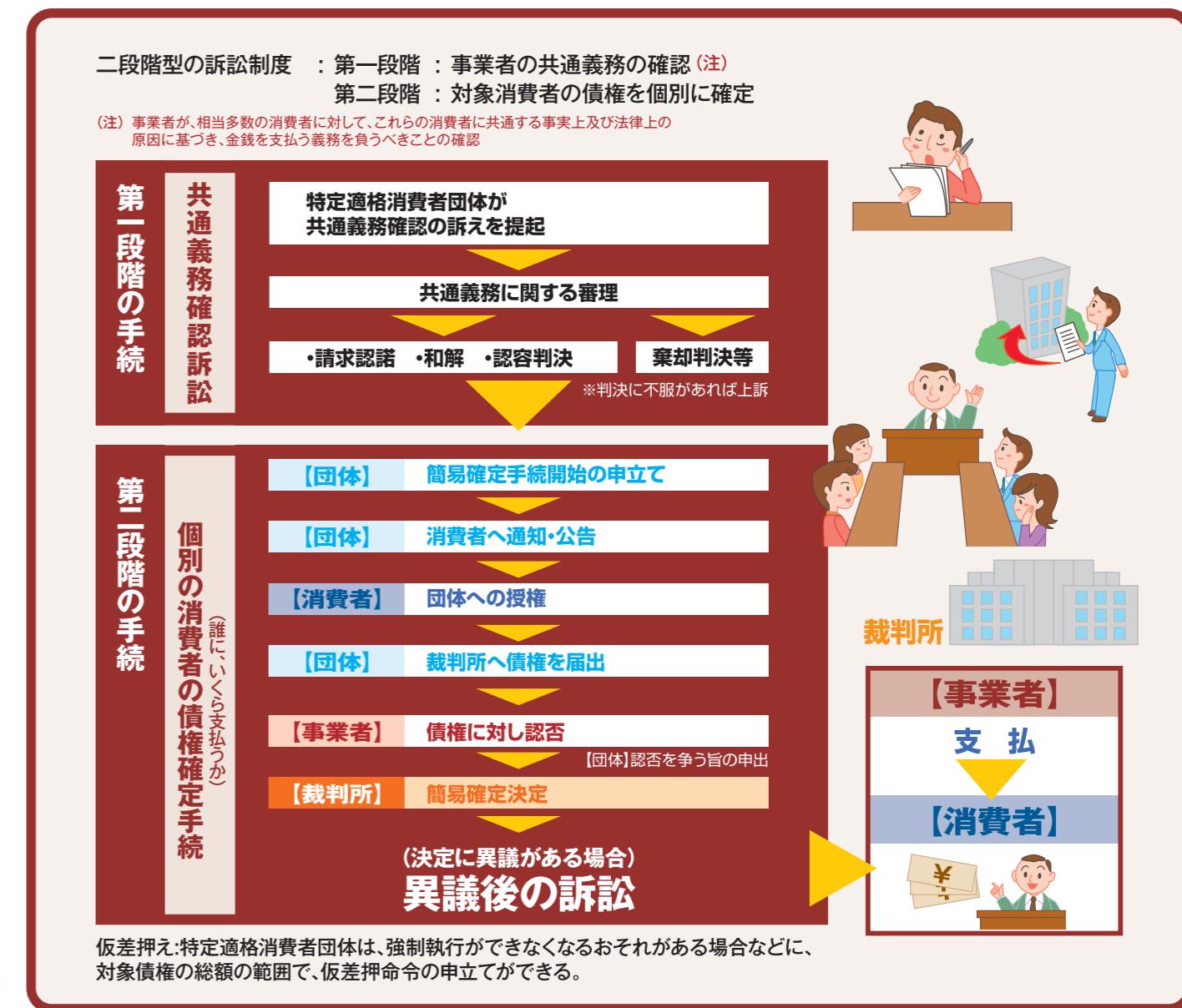
特定適格消費者団体が行う

「特定適格消費者団体」とは…以下の要件を満たしたうえで、内閣総理大臣によって認定された適格消費者団体

■特定適格消費者団体に認定されるための主な要件

- 差止請求関係業務を相当期間にわたり継続して適正に行っていること
- 組織体制や経理的基礎を適切に整備していること
- 理事に弁護士を選任していることなど

※現在の特定適格消費者団体の情報は最後のページをご覧ください。



消費者の財産的被害の集団的な回復のための 民事の裁判手続の特例に関する法律について

経緯

- 消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院・参議院内閣委員会）（平成18年）
「消費者被害の救済の実効性を確保するため、適格消費者団体が損害賠償等を請求する制度について、…その必要性等を検討すること。」
- 消費者庁及び消費者委員会設置法附則（平成21年6月）
6 政府は、消費者庁関連三法の施行（平成21年9月）後三年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をばく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

平成28年10月
から施行



平成25年4月19日、第183回国会提出。同年12月4日可決・成立、同月11日公布（平成25年法律第96号）

目的（1条）

【消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害】
消費者と事業者との間の **情報の質・量や交渉力の格差** により、消費者が自ら回復を図ることには困難を伴う場合がある。

財産的被害を集団的に回復するための裁判手続を創設

もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与

対象となる請求（3条1項）

事業者が消費者に対して負う金銭の支払義務であって、消費者契約に関する以下の請求に係るもの（簡易確定手続で債権の存否・内容を適切・迅速にすることが困難な場合は、訴えを却下できる。）

- ① 契約上の債務の履行の請求（1号）
- ② 不当利得に係る請求（2号）
- ③ 契約上の債務の不履行による損害賠償の請求（3号）
- ④ 瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求（4号）
- ⑤ 不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求（5号）

（注）被告となるのは、消費者契約の相手方である事業者

（⑤は、債務の履行をする事業者、勧誘をする・させる・助長する事業者も被告となり得る。）

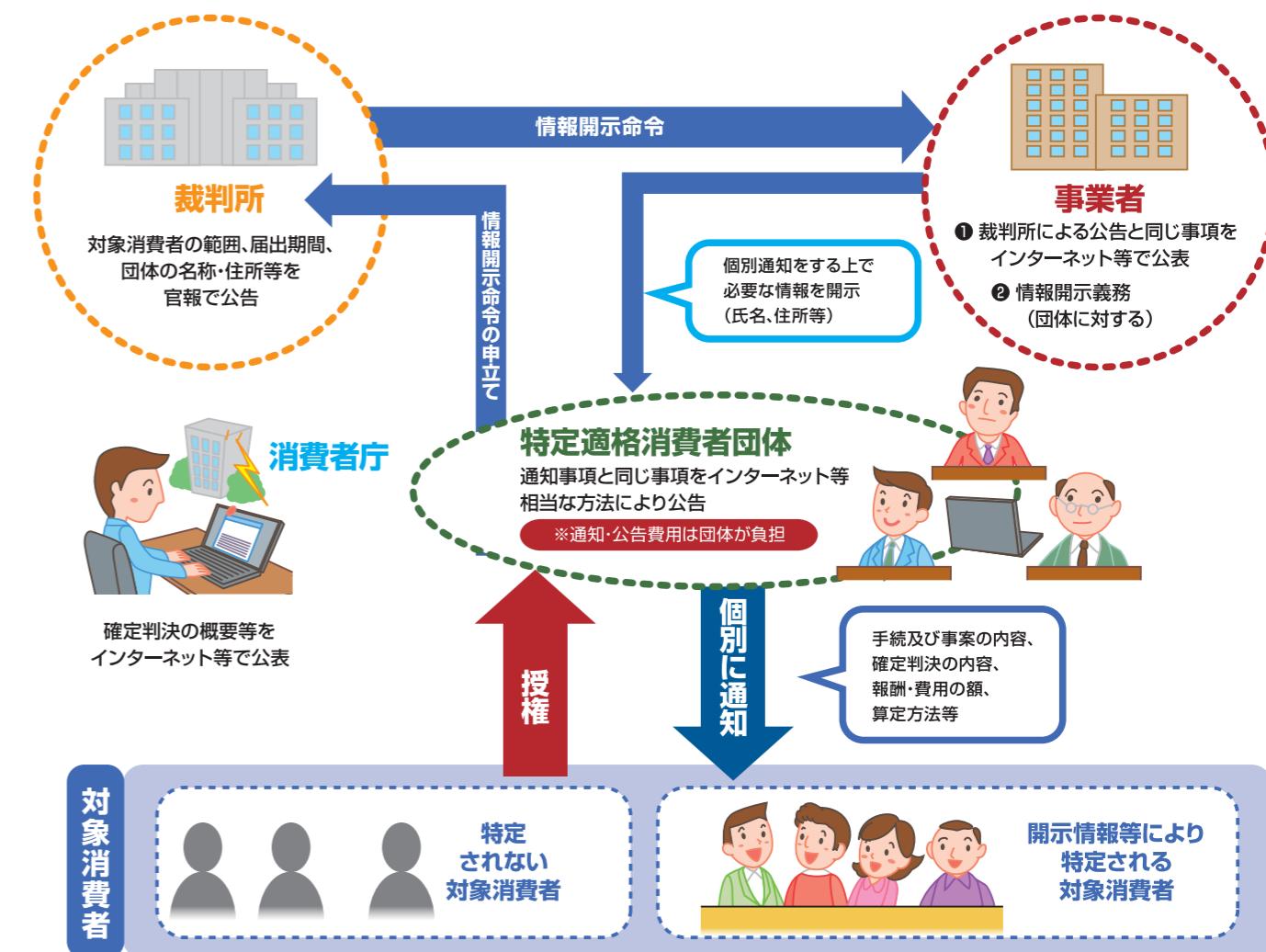
施行前の請求は
対象外



対象外の損害（3条2項）

- **いわゆる拡大損害**（消費者契約の目的となるもの以外の財産が滅失・損傷したことによる損害）（1・3号）
- **逸失利益**（消費者契約の目的物の提供があれば得るはずであった利益を喪失したことによる損害）（2・4号）
- **人身損害**（人の生命又は身体を害されたことによる損害）（5号）
- **慰謝料**（精神上の苦痛を受けたことによる損害）（6号）

第二段階の手続に消費者の加入を促す仕組み



濫訴を防止するために講じている措置について

1

手続進行主体を限定し、厳格な行政監督を講ずる

- 主体は、適格消費者団体の中から、厳格な要件（適格消費者団体としての活動実績、団体の受け取る報酬・費用の定めが消費者の利益の擁護の見地から不当なものでないこと等）を満たすものとして新たに特定認定を受けた特定適格消費者団体に限定。
- 内閣総理大臣が特定適格消費者団体を監督。濫訴禁止等の行為規制等を設けて規律。

2

団体は多数性の要件を満たすことを立証する必要

訴訟の対象となる事案を「相当多数の消費者に生じた財産的被害」に関するものに限定し、この要件を満たさない場合は共通義務確認の訴えが却下される。

3

対象となる請求を限定

- 訴訟の対象となる請求を消費者契約に関する一定の請求に限定。
- 損害賠償請求は、拡大損害、逸失利益、人身損害、慰謝料に係るものを除外。

4

紛争の蒸返しを防止

第一段階の判決の効力は、当事者のほか、他の特定適格消費者団体にも及ぶ。